

## 調達公告

総合評価一般競争入札を行なうので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 27 日

鳥取県知事 平井 伸治

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

鳥取県営工業用水道事業に係る P P P / P F I 手法の導入可能性調査業務 一式

#### (2) 業務の仕様

入札説明書及び鳥取県営工業用水道事業に係る P P P / P F I 手法の導入可能性調査業務仕様書による

#### (3) 業務期間

契約日から令和 9 年 3 月 19 日まで

#### (4) 入札方法等

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める企画提案書等を提出しなければならない。

イ 入札は、紙により行うものであること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とすること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、契約申込金額は、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用の総額を見積もった額とすること。

### 2 入札参加資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

#### (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

(ア) 各種調査委託の市場等調査

(イ) 各種調査委託のその他

(ウ) その他の委託等の監査・コンサルティング

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達の公告日から過去 10 年以内に以下の業務を完了した実績がある者であること。

P F I (Private Finance Initiative) 又はウォーター P P P を含む P P P (Public Private Partnership) 方式を活用した上下水道又は工業用水道事業の導入可能性調査業務  
カ 本件公告に係る共同企業体の構成員ではないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が (1) のアからエまでの全てに該当すること。

イ (1) のオの実績を有する者を構成員のうちに含むこと。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。

ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- ・目的
- ・名称
- ・事業所の所在地
- ・成立の時期及び解散の時期
- ・構成員の住所及び名称
- ・代表者の名称
- ・代表者の権限
- ・構成員の出資の割合
- ・運営委員会
- ・構成員の責任
- ・取引金融機関
- ・決算
- ・利益金の配当の割合
- ・欠損金の負担の割合
- ・権利義務の譲渡の制限
- ・業務途中における構成員の脱退に対する措置
- ・構成員の除名
- ・業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- ・解散後の契約不適合責任
- ・解散後の著作権
- ・その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

電話 0857-26-7088

ファクシミリ 0857-26-7616

電子メール [gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp)

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年5月27日(水)から同年6月15日(月)までの間にインターネットの鳥取県総

務部行政体制整備局行財政改革推進課のホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/gyouzaisei-kaikaku/>) から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和8年5月27日(水)から同年6月15日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)と同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和8年6月26日(金)午後2時。ただし、郵便等により提出された入札書及び企画提案書等の受領期限は、同月25日(木)午後5時とする。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第2庁舎4階第32会議室

なお、郵便等による提出の場合は、(1)の場所とする。

(5) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者は、入札説明書に示すところにより後日審査の上決定し、通知する。

ア 日時

令和8年6月26日(金)午後2時

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第2庁舎4階第32会議

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封し、企画提案書等とともに提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない封筒は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認書その他必要な書類を4の(1)の場所に令和8年6月15日(月)正午までに持参又は郵便等により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、「鳥取県営工業用水道事業に係るPPP/PFI手法の導入可能性調査業総合評価競争入札審査会」を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) 本件公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高かったものを落札者とするところがある。

## 8 その他

### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 手続における交渉の有無

無

### (4) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、原則として返却しない。

イ 入札参加者が提出する書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となるところがある。

ウ 提出された書類は、入札参加者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

### (5) その他

詳細は、入札説明書等による。